

株式の併合に関する事後備置書面

(会社法第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 10 に定める書面)

2024 年 4 月 30 日

インヴァスト株式会社

2024年4月30日

株式併合に関する事項

東京都中央区東日本橋一丁目5番6号
インヴァスト株式会社
代表取締役社長 川路 猛

当社は、2024年3月27日開催の当社の臨時株主総会における決議に基づき、2024年4月30日を効力発生日として、当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）の併合（以下、「本株式併合」といいます。）を実施いたしました。

本株式併合に関する会社法第182条の6第1項及び会社法施行規則第33条の10に定める事項は以下のとおりです。

1. 株式の併合が効力を生じた日（以下、「効力発生日」といいます。）

2024年4月30日

2. 会社法第182条の3の規定による請求に係る手続の経過

当社の株主から当社に対し、効力発生日までに、会社法第182条の3の規定による請求は行われませんでした。

3. 会社法第182条の4の規定による手続の経過

当社は、2024年4月9日付で、本株式併合に関する会社法第180条第2項各号に掲げる事項を電子公告の方法により公告いたしましたが、効力発生日の前日までに、会社法第182条の4の規定に基づく株式買取請求はありませんでした。

4. 株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数

5株

5. その他株式の併合に関する重要な事項

(1) 当社株式は、2024年4月25日付で、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において上場廃止になりました。

(2) 本株式併合により、当社の株主は合同会社TKCのみとなっております。

以上